

刈谷市告示第 6 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から 1 か月間刈谷市建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 3 日

刈谷市長 稲 垣 武

道路 の 種類	路線名	道 路 の 区 域			
		区 間	新旧 別	幅員 (m)	延長 (m)
市道	2-56 号線	刈谷市中手町 6 丁目 217 番地先から 刈谷市中手町 6 丁目 301 番地先まで	旧	5.00～ 34.00	87.4
		刈谷市中手町 6 丁目 217 番地先から 刈谷市中手町 6 丁目 302 番地先まで	新	5.00～ 34.00	87.4